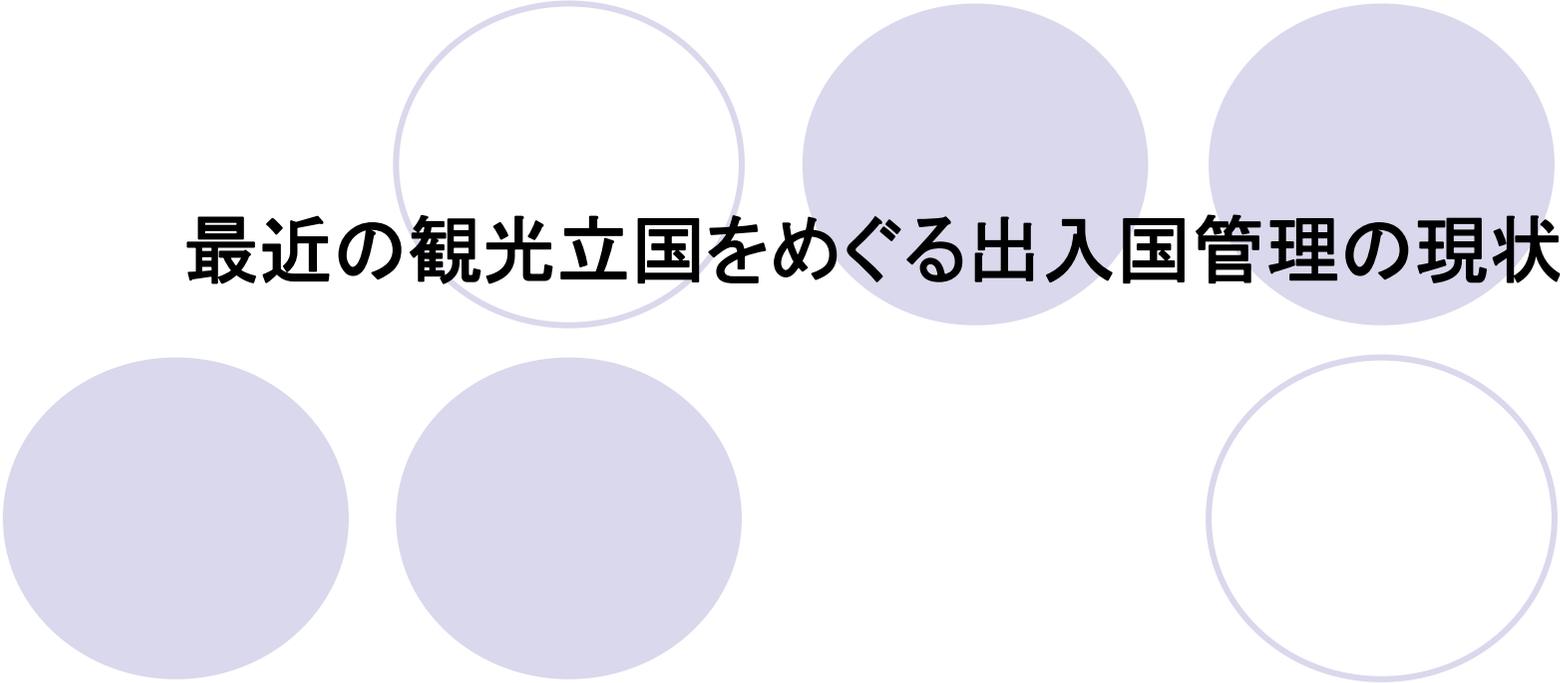


観光立国実現に向けた取組について



平成25年12月

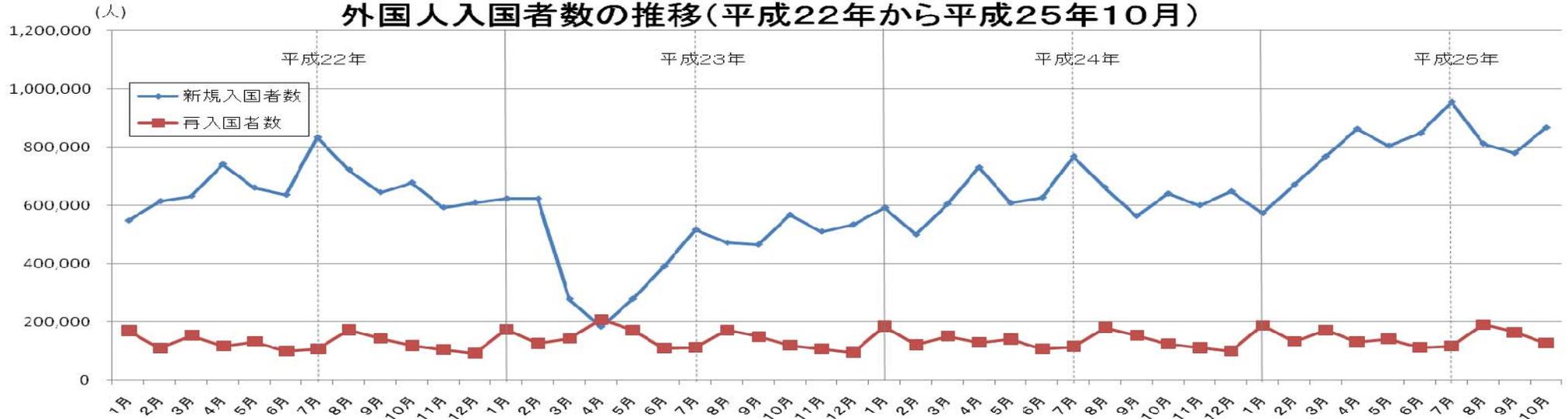
法務省入国管理局



最近の観光立国をめぐる出入国管理の現状

出入国者数統計 1

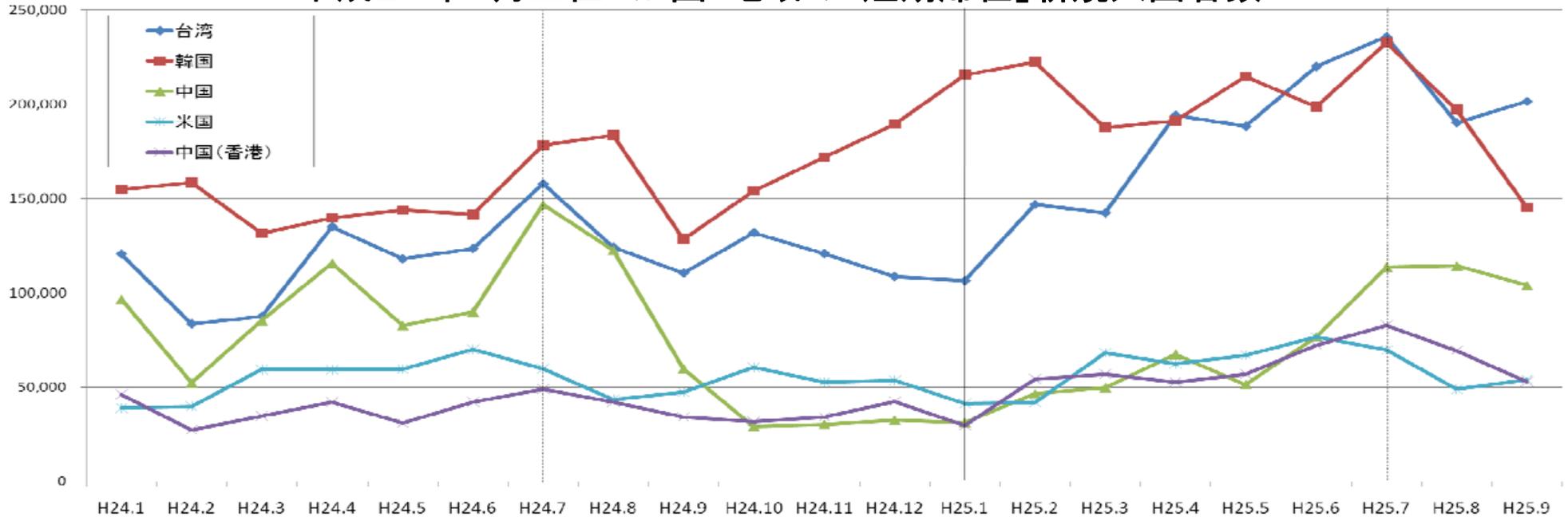
外国人入国者数の推移(平成22年から平成25年10月)



	平成22年		平成23年				平成24年				平成25年			
	新規入国者数	再入国者数	新規入国者数	対前年同月比 (%)	再入国者数	対前年同月比 (%)	新規入国者数	対前年同月比 (%)	再入国者数	対前年同月比 (%)	新規入国者数	対前年同月比 (%)	再入国者数	対前年同月比 (%)
1月	548,077	170,558	623,956	13.8	173,651	1.8	592,899	-5.0	185,248	6.7	573,893	-3.2	188,128	1.6
2月	614,839	109,892	623,384	1.4	125,976	14.6	499,357	-19.9	120,881	-4.0	670,847	34.3	131,493	8.8
3月	631,913	154,135	279,126	-55.8	143,824	-6.7	605,799	117.0	151,245	5.2	767,911	26.8	172,299	13.9
4月	742,367	117,257	183,295	-75.3	208,174	77.5	730,800	298.7	130,084	-37.5	863,197	18.1	130,672	0.5
5月	661,122	131,905	279,143	-57.8	172,170	30.5	608,851	118.1	140,850	-18.2	804,929	32.2	142,050	0.9
6月	636,681	100,121	390,752	-38.6	109,334	9.2	627,227	60.5	107,731	-1.5	847,931	35.2	112,512	4.4
7月	834,496	107,271	516,781	-38.1	112,647	5.0	768,612	48.7	115,732	2.7	956,012	24.4	117,404	1.4
8月	722,852	172,616	472,214	-34.7	170,982	-0.9	662,101	40.2	180,066	5.3	813,051	22.8	192,383	6.8
9月	644,903	143,758	465,662	-27.8	149,760	4.2	564,179	21.2	153,917	2.8	779,321	38.1	164,382	6.8
10月	678,967	118,184	567,925	-16.4	119,380	1.0	640,590	12.8	125,158	4.8	867,683	35.5	127,097	1.5
11月	593,358	105,321	510,770	-13.9	106,842	1.4	601,096	17.7	111,059	3.9				
12月	610,151	92,952	535,011	-12.3	94,648	1.8	648,487	21.2	100,177	5.8				
総数	7,919,726	1,523,970	5,448,019	-31.2	1,687,388	10.7	7,549,998	38.6	1,622,148	-3.9	7,944,775	5.2	1,478,420	-8.9

出入国者数統計 2

平成25年9月上旬5か国・地域の「短期滞在」新規入国者数



		H24.1	H24.2	H24.3	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	H25.3	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	構成比(H25.9)
総数	台湾	120,655	83,591	87,548	135,125	118,056	123,501	157,895	124,326	110,538	131,985	120,874	108,712	106,472	146,882	142,495	194,197	188,409	220,115	235,848	190,289	201,579	27.2%
	対前年同月比	30.5%	-7.4%	130.7%	342.6%	83.4%	44.7%	42.1%	30.4%	37.5%	25.2%	43.8%	43.1%	-11.8%	75.7%	62.8%	43.7%	59.6%	78.2%	49.4%	53.1%	82.4%	
	韓国	154,807	158,542	131,568	139,716	143,918	141,620	178,372	183,660	128,460	154,191	171,907	189,379	215,557	222,418	187,667	191,378	214,838	198,777	232,771	197,222	145,242	19.6%
	対前年同月比	-38.0%	-28.1%	88.4%	250.1%	110.2%	50.4%	37.6%	41.4%	22.7%	28.1%	39.5%	44.2%	39.2%	40.3%	42.6%	37.0%	49.3%	40.4%	30.5%	7.4%	13.1%	
	中国	96,605	52,305	85,231	115,569	82,689	89,905	146,755	122,547	59,727	29,186	30,216	32,530	31,278	46,494	49,734	67,402	51,373	76,570	113,629	114,229	103,926	14.0%
	対前年同月比	59.5%	-26.7%	265.7%	1092.3%	431.1%	137.4%	138.3%	83.5%	-12.4%	-61.2%	-57.1%	-46.7%	-67.6%	-11.1%	-41.6%	-41.7%	-37.9%	-14.8%	-22.6%	-6.8%	74.0%	
米国	38,995	39,813	59,419	59,231	59,530	69,891	59,819	43,442	47,346	60,552	52,744	53,627	41,343	41,926	68,218	62,368	66,949	76,561	69,705	48,885	53,983	7.3%	
対前年同月比	-5.3%	-3.0%	82.1%	157.9%	72.9%	49.8%	28.9%	16.0%	18.4%	12.2%	8.5%	14.0%	6.0%	5.3%	14.8%	5.3%	12.5%	9.5%	16.5%	12.5%	14.0%		
中国(香港)	46,040	27,303	34,662	42,082	30,885	42,060	48,992	42,154	34,062	31,679	34,211	42,362	29,559	54,257	56,880	52,711	56,943	72,194	82,831	69,468	52,942	7.1%	
対前年同月比	43.4%	-41.5%	167.7%	820.4%	193.6%	56.1%	26.9%	15.2%	27.7%	-5.5%	7.3%	0.7%	-35.8%	98.7%	64.1%	25.3%	84.4%	71.6%	69.1%	64.8%	55.4%		
5か国・地域計	457,102	361,554	398,428	491,723	435,078	466,977	591,833	516,129	380,133	407,593	409,952	426,610	424,209	511,977	504,994	568,056	578,512	644,217	734,784	620,093	557,672	75.1%	
対前年同月比	-4.0%	-23.0%	125.5%	356.7%	125.0%	60.5%	52.8%	41.0%	18.8%	4.9%	14.4%	19.3%	-7.2%	41.6%	26.7%	15.5%	33.0%	38.0%	24.2%	20.1%	46.7%		
全国籍	571,710	479,974	573,998	698,203	589,744	607,300	743,577	639,233	528,911	601,732	580,245	631,445	553,293	654,940	737,000	827,275	784,291	827,901	931,075	789,917	742,125	100.0%	
対前年同月比	-5.3%	-21.0%	122.9%	348.1%	126.2%	62.6%	50.2%	41.7%	22.5%	11.7%	18.4%	22.4%	-3.2%	36.5%	28.4%	18.5%	33.0%	36.3%	25.2%	23.6%	40.3%		

ASEAN諸国に対する査証発給要件の緩和 1

査証発給要件緩和の方針

平成25年6月11日 観光立国実現に向けたアクション・プログラム

2. ビザ要件の緩和等による訪日旅行の促進

(1) ビザ要件の緩和

まずは、日・ASEAN友好協力40周年を契機として、治安への十分な配慮を前提としつつ、夏までに、タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間延長を行う。

平成25年6月14日 日本再興戦略

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4: 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

○ 査証発給要件緩和、入国審査迅速化等の訪日環境の改善

観光立国実現のため、近隣諸国の状況を踏まえながら、査証発給要件を緩和する方向で取り組む。まずは今後訪日旅行の高い伸びが見込まれるASEAN諸国からの観光客の査証発給要件について、日・ASEAN友好協力40周年を契機として、治安への十分な配慮を前提としつつ、本年夏までに、タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間延長を行う。

査証緩和措置の実施

短期滞在査証免除（平成25年7月1日から）

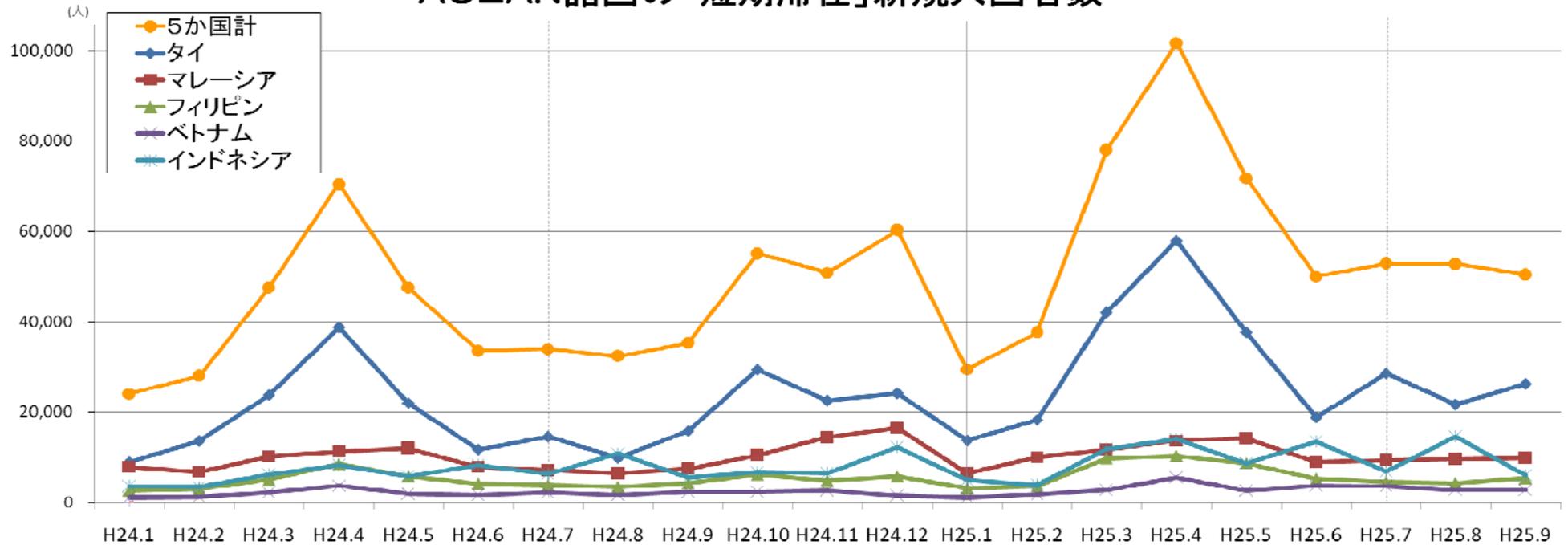
- タイ
査証免除(短期滞在「15日」)措置の開始
- マレーシア
査証免除(短期滞在「90日」)措置の再開

短期滞在数次査証

- フィリピン、ベトナム(平成25年7月1日～)
- カンボジア、ラオス(平成25年11月18日～)
数次査証(短期滞在「15日」)の発給開始
有効期間:最大3年
- インドネシア(平成25年7月1日～)
数次査証の滞在期間延長(短期滞在「15日」→「30日」)

ASEAN諸国に対する査証発給要件の緩和 2

ASEAN諸国の「短期滞在」新規入国者数



		H24.1	H24.2	H24.3	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	H25.3	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	構成比(H25.9)
総数	タイ	8,928	13,599	23,818	38,696	22,016	11,733	14,497	9,869	15,861	29,402	22,508	24,181	13,705	18,304	41,977	58,005	37,683	18,787	28,533	21,700	26,212	3.5%
	前年同月比	-2.9%	9.6%	143.4%	610.4%	228.7%	94.7%	32.4%	45.1%	41.7%	65.3%	141.0%	64.5%	53.5%	34.6%	76.2%	49.9%	71.2%	60.1%	96.8%	119.9%	65.3%	
	マレーシア	7,787	6,670	10,144	11,299	11,982	7,795	7,098	6,496	7,400	10,375	14,460	16,541	6,452	10,073	11,737	13,787	14,114	8,874	9,327	9,606	9,950	1.3%
	前年同月比	37.4%	-19.2%	127.8%	605.3%	290.5%	91.4%	37.5%	48.0%	11.0%	69.5%	103.5%	27.0%	-17.1%	51.0%	15.7%	22.0%	17.8%	13.8%	31.4%	47.9%	34.5%	
	フィリピン	2,674	2,960	5,091	8,526	5,833	4,086	3,836	3,404	4,246	6,176	4,829	5,833	3,172	3,522	9,755	10,283	8,696	5,226	4,604	4,219	5,367	0.7%
	前年同月比	-2.4%	-7.8%	79.6%	211.7%	123.1%	89.2%	31.9%	20.2%	30.6%	48.2%	36.0%	32.3%	18.6%	19.0%	91.6%	20.6%	49.1%	27.9%	20.0%	23.9%	26.4%	
ベトナム	1,143	1,245	2,263	3,771	1,920	1,649	2,250	1,714	2,287	2,333	2,602	1,520	1,155	1,820	2,747	5,519	2,556	3,714	3,545	2,701	2,802	0.4%	
前年同月比	4.6%	-9.3%	183.2%	369.6%	136.2%	52.3%	81.9%	29.1%	44.9%	1.4%	27.5%	23.1%	1.0%	46.2%	21.4%	46.4%	33.1%	125.2%	57.6%	57.6%	22.5%		
インドネシア	3,543	3,493	6,167	8,208	5,758	8,255	6,294	10,892	5,449	6,799	6,466	12,202	4,946	3,881	11,770	14,030	8,687	13,435	6,838	14,527	6,087	0.8%	
前年同月比	2.4%	11.7%	137.2%	519.5%	150.6%	126.4%	97.9%	166.8%	26.0%	45.0%	50.2%	44.9%	39.6%	11.1%	90.9%	70.9%	50.9%	62.7%	8.6%	33.4%	11.7%		
5か国計	24,075	27,967	47,483	70,500	47,509	33,518	33,975	32,375	35,243	55,085	50,865	60,277	29,430	37,600	77,986	101,624	71,736	50,036	52,847	52,753	50,418	6.8%	
前年同月比	8.7%	-1.4%	131.9%	491.8%	206.7%	97.3%	45.0%	66.6%	30.5%	57.1%	93.1%	44.2%	22.2%	34.4%	64.2%	44.1%	51.0%	49.3%	55.5%	62.9%	43.1%		
全国籍	571,710	479,974	573,998	698,203	589,744	607,300	743,577	639,233	528,911	601,732	580,245	631,445	553,293	654,940	737,000	827,275	784,291	827,901	931,075	789,917	742,124	100.0%	
前年同月比	-5.3%	-21.0%	122.9%	348.1%	126.2%	62.6%	50.2%	41.7%	22.5%	11.7%	18.4%	22.4%	-3.2%	36.5%	28.4%	18.5%	33.0%	36.3%	25.2%	23.6%	40.3%		



**観光立国の実現に向けた
アクション・プログラムへの対応状況**

観光立国実現に向けたアクション・プログラムへの取組



施策1

クルーズ船乗客に対する入国審査の迅速化・円滑化について



施策2

ファーストレーン設置の検討状況について



施策3

自動化ゲートの利用促進状況について



施策4

信頼できる渡航者の自動化ゲート利用について



施策5

出入(帰)国審査の迅速化のための自治体・民間との協力関係の構築について



施策6

長期滞在を可能とする制度の導入について

施策1 クルーズ船乗客に対する入国審査の迅速化・円滑化について

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(抄)

3. 外国人旅行者の受入の改善

<出入国手続の改善>

(1) 出入国手続の迅速化・円滑化

- クルーズ船入港時の入国審査手続の迅速化・円滑化を図るため、可能な航路の大型クルーズ船について、海外臨船審査の実施並びに自治体及び港湾管理者の協力等による新たな方策を検討する。

施策1 クルーズ船乗客に対する入国審査の迅速化・円滑化について

大型クルーズ船入港増加への対応

大型クルーズ船の入港回数の増加等により業務負担の増加が見込まれる中、迅速かつ円滑なクルーズ船審査の実施のため更なる対応が必要となっている。



対 応 策

大型クルーズ船審査の応援体制整備のため、平成26年度に10人の増員を要求

海外臨船審査の実施等、クルーズ船審査の運用変更による対応

寄港地上陸許可によらないクルーズ船乗客に対する入国審査の合理化に関する検討

施策1 クルーズ船乗客に対する入国審査の迅速化・円滑化について

海外臨船審査の実施に係る国際法及び情報セキュリティ上の課題

現在のクルーズ船審査の問題

平成24年6月から、クルーズ船乗客に対し、寄港地上陸許可を活用した新しい審査方法を実施。現行の方法では、日本の港着岸後に個人識別情報の取得・BL照合を実施することから、下船までの時間が長いため、地方自治体等から海外臨船審査の実施を求められている。

海外臨船審査の実施のための国際法及び情報セキュリティ上の課題について協議（平成25年7月5日）

課題

①国外での個人識別情報の取得

国外での個人識別情報（指紋・顔写真）の取得は公権力の行使に当たるため、外国政府の同意が必要である。

②情報の国外への持出し

BL情報という機密情報を国外に持ち出すことは、情報セキュリティ上問題がある。

③情報の国内への持込み

国外で取得した個人情報を国内に持ち込むことは、相手国の個人情報保護法制に抵触するおそれがある。

解決策

国外（公海上）での個人識別情報（指紋・顔写真）の取得について、旗国の了解を得る。

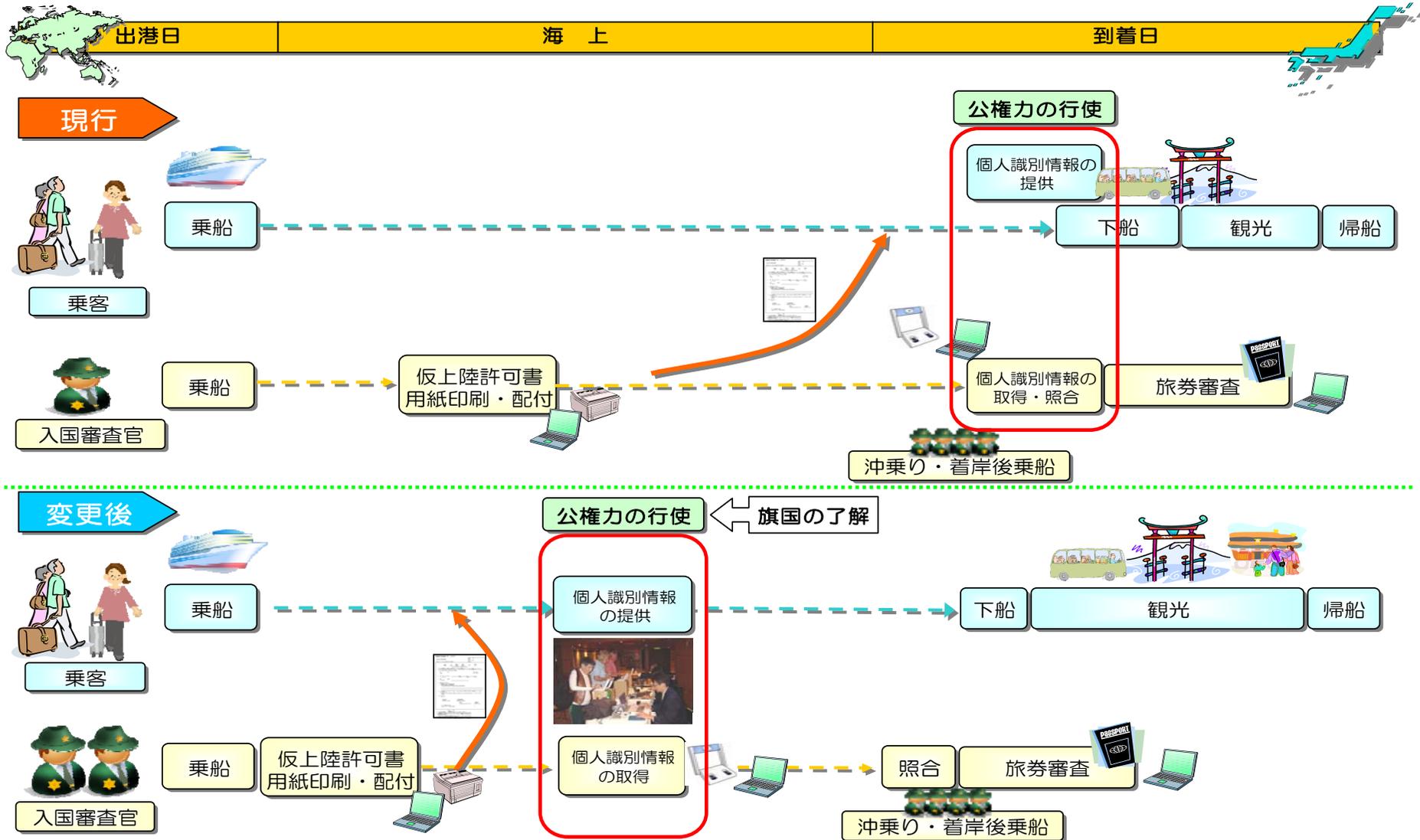
国外（公海上）では個人識別情報（指紋・顔写真）の取得のみを行い、国内の港着岸後、BL情報との照合を実施する。

国外（公海上）で取得した個人情報の日本国内への持込みについて、旗国の了解を得る。

施策1 クルーズ船乗客に対する入国審査の迅速化・円滑化について

海外臨船審査の実施に向けた検討状況 1

クルーズ船乗客に対する審査方法の変更案



施策1 クルーズ船乗客に対する入国審査の迅速化・円滑化について

海外臨船審査の実施に向けた検討状況 2



本年9月

クルーズ船入港時の入国審査手続の迅速化・円滑化の方策として、公海上における入国審査を実施するため、船舶代理店に対し、協力の可否について船会社への確認を依頼

協力依頼事項1

船籍国に対して、

- ① 公海航行中に乗客から個人識別情報を取得すること

及び

- ② 取得した情報を日本に持ち込むこと

について了解を得ること

協力依頼事項2

公海上で個人識別情報の取得等の入国審査を実施するため、書類の配布、乗客の誘導等を行うこと

協力依頼事項3

日本・外国間を周遊して航行する場合、審査機器等をセキュリティが確保される状態で船内に保管すること

施策1 クルーズ船乗客に対する入国審査の迅速化・円滑化について

寄港地上陸許可によらないクルーズ船乗客に対する入国審査の合理化に関する検討

課題

現在、クルーズ船乗客に対しては、一般上陸許可よりも簡易な手続により一時的な上陸を認める寄港地上陸許可を活用することで入国審査手続の迅速化を図っているが、①航路によっては寄港地上陸許可の対象とならず、一般上陸許可(短期滞在)で対応せざるを得ない、②上陸期間が最大72時間に限定されるため、その改善が求められている。



- 寄港地上陸許可の対象とならない航路のクルーズ船乗客についても、簡易な手続で上陸を認める方策を検討
- 本邦の複数の港を周遊するクルーズ船への対応など上陸期間の延長に係る検討
- いわゆるフライ・アンド・クルーズの観光客に係る手続の簡素化を検討

施策2 ファーストレーン設置の検討状況について

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(抄)

3. 外国人旅行者の受入の改善

＜出入国手続の改善＞

(1) 出入国手続の迅速化・円滑化

- 国際会議等の参加者やVIPなどの空港での出入国手続の迅速化を図るため、所要の出入国手続の要員等が確保されることを前提に、その適切な運用方法について検討した上で、これらの者を対象としたファーストレーンの設置の実現を目指す。

これまでの取組状況と今後の対応方針

本年10月

国土交通省航空局及び観光庁の主導で設置された、CIQ官署や民間企業等の関係機関による「ファーストレーンの設置に向けた検討会」が発足

今後の予定

- ファーストレーン設置の適否(合理性, 効率性)
- ファーストレーンの施設の在り方(対象者の範囲, 使用料金の在り方, 動線の設定等)について検討

→本年中を目処に結論を得ることを目指す。



「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(抄)

3. 外国人旅行者の受入の改善

＜出入国手続の改善＞

(1) 出入国手続の迅速化・円滑化

- 空港での出入国手続の迅速化を図るため、自動化ゲートの利用を促進するとともに、審査場の混雑状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用する。

施策3 自動化ゲートの利用促進状況について

モバイル登録の実施等

- ・ 空港，都道府県旅券事務所等におけるモバイル登録の実施
- ・ 地方入国管理局，都道府県旅券事務所等におけるリーフレットの配布

空港における取組

- ・ 空港内でのポスター掲示



羽田空港



関西空港

航空会社の協力による広報

ANA機内誌「翼の王国」8月号へ掲載

自動化ゲートを利用してみませんか？

自動化ゲートは、旅券と指紋により本人確認を行い、自動的に出入国手続を行うことができるシステムです。ご出発前の簡単登録で、スムーズに出入国手続ができます。成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港でご利用いただけます。（詳しくは「自動化ゲート」でインターネット検索）

法務省入国管理局

☎03-3580-4111



JAL機内誌「Skyward」8月号へ掲載



タッチ操作でスピーディーな 出入国手続ができる「自動化ゲート」

「自動化ゲート」は、パスポートと指紋により本人確認を行い、自動的に出入国手続を行うことができるシステム。使い方はディスプレイの表示に従って、簡単な操作をするだけです。また、出発前にパスポートと申請書だけの手軽な利用登録をしておけば、スムーズに出入国手続が行えます。登録はフライト当日でも可能。成田空港、羽田空港、中部空港および関西空港で利用することができます。

法務省入国管理局

☎03-3580-4111

www.moj.go.jp

- ・ 航空会社HPにおいて、法務省HP「自動化ゲートの運用について」のリンクを掲載

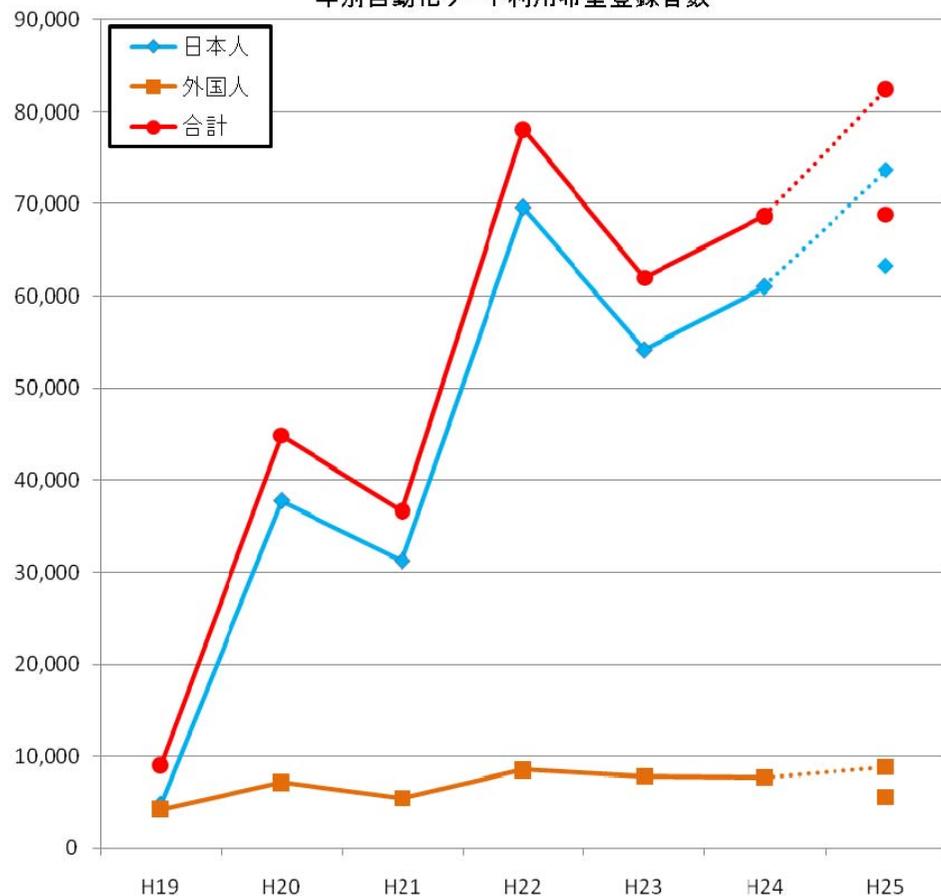
- ・ 国際線出発フロアに自動化ゲート事前登録場所案内看板設置，空港案内センターにリーフレットを配布
- ・ 空港会社HPでの広報

今後の予定

旅行会社窓口における利用促進リーフレットの配布等についても検討中

施策3 自動化ゲートの利用促進状況について

年別自動化ゲート利用希望登録者数

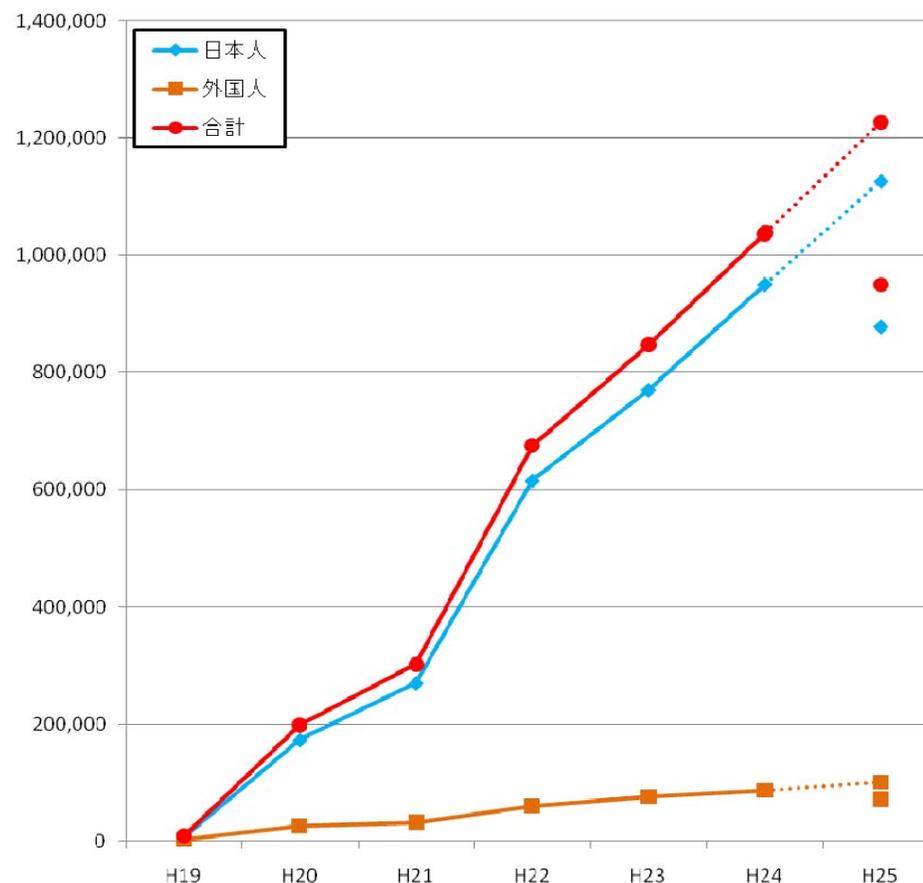


(注) 点線部は、平成25年1月から10月までの月平均の値を12か月分とした予測値である。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
日本人	4,749	37,753	31,234	69,644	54,159	61,032	63,298
前年比	-	-	-17.3%	123.0%	-22.2%	12.7%	-
外国人	4,192	7,136	5,398	8,551	7,846	7,684	5,563
前年比	-	-	-24.4%	58.4%	-8.2%	-2.1%	-
合計	8,941	44,889	36,632	78,195	62,005	68,716	68,861
前年比	-	-	-18.4%	113.5%	-20.7%	10.8%	-

(注) 平成25年は10月末までの数値である。

年別自動化ゲート利用者数



(注) 点線部は、平成25年1月から10月までの月平均の値を12か月分とした予測値である。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
日本人	5,796	172,942	269,969	615,651	770,397	950,243	878,167
前年比	-	-	56.1%	128.0%	25.1%	23.3%	-
外国人	2,997	25,818	32,092	60,170	76,951	87,109	71,501
前年比	-	-	24.3%	87.5%	27.9%	13.2%	-
合計	8,793	198,760	302,061	675,821	847,348	1,037,352	949,668
前年比	-	-	52.0%	123.7%	25.4%	22.4%	-

(注) 平成25年は10月末までの数値である。

施策4 信頼できる渡航者の自動化ゲート利用について

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(抄)

3. 外国人旅行者の受入の改善

< 出入国手続の改善 >

(1) 出入国手続の迅速化・円滑化

- 新規来日外国人の出入国審査の迅速化を図るため、国際連携によることも含め、出入国管理上のリスクが低い者を「信頼できる渡航者」として特定し、それらの者を自動化ゲートの対象とする等の新たな枠組みを構築することについて検討する。

施策4 信頼できる渡航者の自動化ゲート利用について

これまでの取組状況と今後の対応方針

信頼できる渡航者を自動化ゲートの対象とする新たな枠組み(以下「トラステイド・トラベラー・プログラム」という。)について現在検討中

トラステイド・トラベラー・プログラムについて検討中の案

トラステイド・トラベラー・プログラムの目的

出入国管理上のリスクが低く、また、頻繁に我が国に入国する者に自動化ゲートの利用を認めることで、審査の合理化を図る。

プログラムの参加対象者

査免国の国籍を有する者が、当局に事前にプログラム参加について申請を行い、認められた場合、商用目的で在留資格「短期滞在」により上陸する際に自動化ゲートを利用できる。

なお、プログラム開始当初は一定の国籍・地域の者を対象とする予定。

プログラム参加者であることの証明方法等

- 参加者にはカードを交付
- 上陸許可日、在留期限等をカードに印字
- カード発行に当たっては諸経費を手数料として徴収

プログラム参加基準

- ①上陸のための条件に適合していること
- ②我が国の入管法への違反歴がないこと
- ③我が国への渡航歴が一定以上あること
- ④日本国内外の法令に違反して、一定以上の刑に処せられたことがないこと
- ⑤本国所属企業が上場企業又は我が国企業と恒常的な取引がある企業等で、当該企業に一定年数以上在籍していること 等

施策5 出入(帰)国審査の迅速化のための自治体・民間との協力関係の構築について

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(抄)

3. 外国人旅行者の受入の改善

<出入国手続の改善>

(1) 出入国手続の迅速化・円滑化

- 出入(帰)国審査の迅速化のため、自治体や民間の協力を得る方策について検討した上、実現し得る方策については、可能な地域から順次実施する。

これまでの取組状況と今後の対応方針

- 出入国審査手続に係る審査場の案内、クルーズ船内での誘導等の協力については、地方自治体等の負担も生じるため、地方自治体等から協力の申入れがあることを前提とした協力をいただく方策について検討する。

施策6 長期滞在を可能とする制度の導入について

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(抄)

2. ビザ要件の緩和等による訪日旅行の促進

(1) ビザ要件の緩和

- 一定の要件を満たした外国人の長期滞在を可能とする制度の導入について検討する。

(参考)

「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」(抄)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4: 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

- ② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会
- 査証発給要件緩和、入国審査迅速化等の訪日環境の改善
 - 海外の富裕層の長期滞在需要取り込みにつなげるべく、一定の要件を満たした外国人の長期滞在を可能とする制度の導入について検討する。

施策6 長期滞在を可能とする制度の導入について

これまでの取組状況と今後の対応方針

本年7月、海外の富裕層の長期滞在需要取り込みにつなげるべく、一定の要件を満たした外国人の長期滞在を可能とする制度の導入について検討するため、外務省に対し諸外国の制度について調査を依頼

諸外国の制度

国籍	年齢要件	資産・収入	投資要件等	滞在期間
インドネシア	55歳以上	・月1,500米ドル（約15万円）以上の滞在費支弁能力	・3万5千米ドル（約350万円）以上の宿泊滞在施設購入、又は家賃500米ドル（約5万円）以上の賃貸 ・インドネシア人の家事使用人を雇用	・1年（5回まで更新可）
タイ	50歳以上	・80万バーツ（約250万円）以上の預金残高、月6万5千バーツ（約20万円）以上の年金受給、又は預金残高と1年分の年金の合計が80万バーツ以上	・更新時には預金はタイ国内の銀行口座にあることが必要	・1年（更新可）
オーストラリア	55歳以上	・75万豪ドル（約7千万円）以上の資産 ・6万5千豪ドル（約600万円）以上の年間収入	・50万豪ドル（約4,600万円）以上の投資	・4年（更新可）
ニュージーランド	66歳以上	・50万NZドル（約4,100万円）以上の生活資金 ・年間6万NZドル（約500万円）以上の不労収入	・2年間で75万NZドル（約6,200万円）以上の投資	・2年（更新可）
ポルトガル	制限なし		・100万ユーロ（約1億4千万円）以上の投資、10人以上の雇用、又は50万ユーロ（約6,900万円）以上の不動産購入	・5年（更新可）

今後の検討

- ・調査結果を踏まえ、制度の導入に向けた検討を進める。

